

航空法令等における安全規制の概要

令和8年8月19日
国土交通省 航空局

航空法体系の概要

国際民間航空条約(シカゴ条約)



航空法

国際民間航空機関(ICAO)

- 国際連合の航空分野の専門機関。国際民間航空条約(通称シカゴ条約)に基づき設置
(ICAO: International Civil Aviation Organization)
- 航空機の耐空性や航空従事者の免許等に関する国際標準及び勧告方式を、条約の附属書として採択・改正。

航空法施行令

航空法施行規則

条約附属書

国際標準

国際航空のため統一した運用が望ましいと認められた基準
(締約国は原則として遵守)

勧告方式

国際航空のため統一した運用が望ましいと認められた細則
(締約国は遵守するよう努力)

航空安全規制は、国際民間航空条約及び同条約附属書の国際標準に準拠。



航空運送事業関連

航空運送事業の許可(航空法第100条)
運航管理施設等の検査(航空法第102条)
運航規程及び整備規程の認可(航空法第104条)
報告徴収及び立入検査(航空法第134条)



航空局では、本邦航空運送事業者等の本社、運航・整備の基地及び訓練施設及び実際の運航便に対して立入検査を行い、会社の業務が適切に行われていることを管理部門から現場に至るまで確認し、規定に従っていない事案など是正が必要だと認められた場合には、その都度改善するよう指導しています。

その他の法令に基づく業務(安全規制関係)

航空機の耐空検査(航空法第10条)
航空従事者の技能証明(航空法第22条) ...操縦士、整備士

